

人材紹介基本契約書

株式会社（以下、甲という）と株式会社アデプタス（以下、乙という）とは、甲の人材採用に関し、下記のとおり甲が乙に人材の紹介を依頼する契約を締結した。

第一条（業務内容）

乙は、甲の諸条件に合致する人材紹介、及び採用に関するコンサルティング業務を行うものとする。

第二条（人材紹介の報酬の発生）

人材紹介の報酬（以下、「本件報酬」）は、乙の人材紹介を通じて、甲が人材の採用を決定し、かつ採用決定者が入社意思を書面にて提示し、さらに採用決定者が入社に至ったことによって発生する成功報酬方式とする。なお、採用決定者が入社に至らなかった場合でも、乙は甲に対し、損害賠償金などの一切の保証を行わないものとする。

第三条（報酬） 本件報酬は、次の（１）～（２）のとおりとする。（１）採用決定者の採用初年度換算分の３０％（消費税及び地方消費税別）とする。ここでいう「採用決定者の採用初年度換算分」とは、該当者に支払われる採用初年度予定年収（通勤手当費を除く全ての諸手当、及び賞与を含む）を意味するものとする。

（２）本件報酬の詳細については、別途「人材紹介契約書」を取り交わすものとする。

第四条（報酬の支払い）

甲は乙に対し、入社月の末日までに、前条に基づく報酬を乙の指定する銀行口座に振り込んで支払うものとする。

第五条（報酬の返金）

１ 採用決定者が甲に入社後、自己都合により３ヶ月以内に退社（退職・解雇のほか、労働契約が終了する一切の事由を含む）した場合、乙は甲に対し、次のとおり本件報酬を返金するものとする。但し、甲の採用決定者に対する待遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることにより起因する退社の場合は、この限りではない。

（１）入社後１ヶ月未満の退社の場合：本件報酬の８０％（消費税及び地方消費税別）を返金する。

（２）入社後１ヶ月以上３か月未満の退社の場合：本件報酬の５０％（消費税及び地方消費税別）を返金する。

２ 前項の規定により甲が返金を受けた場合でも、甲が第２条の人材を、退職・解雇後１年以内に再雇用した場合には、雇用が継続していたものとみなし、甲は前項の返金分を再

度乙に支払うものとする。

第六条（個人情報の取扱い）

甲及び乙は、本契約の締結または履行に関して相手方から個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定めるものをいう。）の開示を受けた場合には、本契約の目的以外にこれを取り扱ってはならない。

第七条（機密保持）

- 1 甲及び乙は、本契約の締結及び履行に際して知り得た情報を第三者に開示、提供し、または保管・管理させてはならない。ただし、正当な権限のある官公庁及び裁判所の求めによる場合はこの限りではない。
- 2 本条の規定は、本契約終了後も存続するものとする。

第八条（損害賠償）

- 1 甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、相手方に対して、損害賠償を請求することができる。
- 2 甲又は乙の本契約の履行に関する損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の契約不適合、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本件報酬の金額を限度とする。

第九条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、本契約締結時において、自ら（法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 甲又は乙の一方が前項の確約に反する事実が判明したとき、その相手方は、何らの催告もせずして、本契約を解除することができる。
- 3 前項の規定により、本契約を解除した場合には、解除した当事者はこれによる相手方の損害を賠償する責めを負わない。
- 4 本条第2項の規定により、本契約を解除した場合であっても、解除した当事者から相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第十条（協議）

本契約に規定のない事項又は本契約の規定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

第十一条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

（甲）

（乙）東京都中央区銀座七丁目15番8号
タウンハイツ銀座406
株式会社アデプタス
代表取締役 佐藤 健一